

# 第5回

## 議会議員・農業委員会の委員の 定数及び任期等の取扱い小委員会

### 会議資料



日時：平成20年8月21日（木）午前9時30分から  
場所：小林市社会福祉センター2階大会議室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

# 第5回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 会 議 次 第

## 1 開 会

## 2 委員長あいさつ

## 3 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

## 4 協 議

(1) 議会の議員の定数及び任期等について

(2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

## 5 その他

確認事項について

○次回以降小委員会開催について

## 6 閉 会

## < 目 次 >

- ① 第5回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会  
会議次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- ② 会議資料目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- ③ 協議 (1) 議会の議員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 3
- ④ 【参考資料】 議員定数 (他市の状況) ・・・・・・・・ P 4
- ⑤ 協議 (2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について・・・・・・・・ P 8
- ⑥ 【参考資料】 3市町の現況・・・・・・・・ P 9
- ⑦ 農業委員会委員の原則・特例比較表・・・・・・・・ P 10
- ⑧ 確認事項・・・・・・・・ P 11

協 議

(1) 議会の議員の定数及び任期等について

| 特例有無   |                | 条件等                                    |                  |            |   |
|--------|----------------|--|------------------|------------|---|
| 特例適用なし | 地方自治法第91条適用    |  | 選挙区設置<br>( )は定数  | 条例改正<br>時期 | 概要  |
|        | なし             | 一般選挙                                   | 新小林市(24)         | 合併前        | 合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙   |
|        | あり             | 増員選挙                                   | 高原町(3) 野尻町(3)    | 合併前        | 合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙  |
|        | あり             | 増員選挙                                   | 高原町・野尻町(6)       | 合併前        | 合併後50日以内に合同選挙区にて増員選挙  |
|        | あり             | 増員選挙                                   | 新小林市(6)          | 合併前        | 合併後50日以内に新市選挙区にて増員選挙  |
|        | あり             | 一般選挙                                   | 新小林市(30)         | 合併後        | 合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙   |
| 定数特例   | 合併特例法第8条第3項    |  | 小林市(24) 現職残任     | 合併前        | 合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙<br>小林市議員の残任任期まで在任。その後の一般選挙からは新市選挙区にて一般選挙。定数は24名。 |
|        | 増員選挙           |  | 高原町(6)           |            |   |
|        |                |  | 野尻町(5)           |            |   |
|        | 合併特例法第8条第5項    |  | 小林市(24) 現職残任     | 合併前        | 合併後50日以内に各町選挙区にて増員選挙<br>小林市議員の残任任期まで在任。その後の一般選挙も定数特例を適用。              |
| 増員選挙   |                | 高原町(6)                                 |                  |            |   |
|        |                | 野尻町(5)                                 |                  |            |   |
| 在任特例   | 合併特例法第9条第1項第2号 |  | 小林市(24) 現職残任…①   | 合併前        | 小林市議員の残任期間に限り、新市議員としてそのままの定数で在任。<br>合併後最初の一般選挙時に新市選挙区にて一般選挙。定数は24名。   |
|        | —              |  | 高原町(10) ①の期間まで在任 |            |   |
|        |                |  | 野尻町(10) ①の期間まで在任 |            |   |
|        | 合併特例法第9条第3項    |  | 小林市(24) 現職残任…①   | 合併前        | 小林市議員の残任期間に限り、新市議員としてそのままの定数で在任。<br>合併後最初の一般選挙時に定数特例を適用。選挙区は3区。       |
| —      |                | 高原町(10→6) ①の期間まで在任(10名)<br>その後定数特例(6名) |                  |            |   |
|        |                | 野尻町(10→5) ①の期間まで在任(10名)<br>その後定数特例(5名) |                  |            |   |

## 協 議

### (2) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

#### ① 前回までの確認事項

○高原町・野尻町の農業委員会は、小林市の農業委員会に統合する。  
(新小林市に、1つの農業委員会を置く。)

○高原町・野尻町の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定により、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。

○在任特例期間終了後は、小林市域・高原町域・野尻町域それぞれを選挙区とする。  
(新小林市に、3選挙区を設ける。)

#### ② 協議事項

○在任特例期間終了後の、各選挙区における委員の定数について

○在任特例期間中の高原町・野尻町の委員の報酬について

## ● 3市町の現況

| 区分  |                             | 小林市      | 高原町      | 野尻町      | 合計  |
|-----|-----------------------------|----------|----------|----------|-----|
| 委員数 | 選挙による委員数<br>(法第7条)          | 22名      | 8名       | 6名       | 36名 |
|     | 法12条第1号委員数<br>(農協・共済・土地改良区) | 3名       | 3名       | 3名       | 9名  |
|     | 法12条第2号委員数<br>(議会推薦学識経験者)   | 4名       | 1名       | 2名       | 7名  |
|     | 計                           | 29名      | 12名      | 11名      | 52名 |
| 任期  | 年数                          | 3年       |          |          |     |
|     | 始期                          | H19.3.20 | H20.7.20 | H20.7.20 |     |
|     | 終期                          | H22.3.19 | H23.7.19 | H23.7.19 |     |
| 選挙  | 選挙区数                        | 1        | 1        | 3        | 5   |
| 報酬  | 会長                          | 58,500円  | 52,000円  | 82,200円  |     |
|     | 会長代理(副会長)                   | 46,500円  | 36,700円  | 51,300円  |     |
|     | 委員                          | 43,500円  | 32,500円  | 46,300円  |     |

●農業委員会委員の原則・特例比較表

| 区 分                   |                     | 選挙委員  |                                |                                    | 選任委員                 | 要件等                           |  |
|-----------------------|---------------------|-------|--------------------------------|------------------------------------|----------------------|-------------------------------|--|
|                       |                     | 選出方法等 | 定 数                            | 任 期                                |                      |                               |  |
| 合併後の新市に1つの農業委員会を置く場合  |                     | 原則    | 編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。  | 編入した市町村の従前の定数                      | 編入した市町村の従前の委員の残任期間   | 編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。 | —  |
|                       |                     | 在任特例  | 存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選。 | 編入した市町村の従前の定数+協議により、40を超えない範囲で定めた数 | 編入した市町村の従前の委員の残任期間   | 編入した市町村の委員は存続。編入された市町村の委員は失職。 | —  |
| 合併後の新市に2以上の農業委員会を置く場合 | 従前の区域と異なる区域に委員を置く場合 | 原則    | 各委員会ごとに選挙                      | 各委員会ごとに条例で定める数                     | 3年                   | 新たに選任                         | 新市の区域面積 24,000ha または農地面積 7,000ha を超えること。 |
|                       |                     | 在任特例  | 存続。ただし、右記の定数を超えるときは、選挙委員全員で互選  | 協議により各委員会ごとに80を超えず10を下らない範囲で定めた数   | 合併後1年を超えない範囲で、協議で定める | 新たに選任                         | 新市の区域面積 24,000ha または農地面積 7,000ha を超えること。 |
|                       | 従前の区域ごとに委員を置く場合     | 特例    | 従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続   | 従前の定数                              | 従前の各委員会の委員の残任期間      | 従前の市町村の委員は、それぞれ新委員会の委員となって存続。 | 新市の区域面積 24,000ha または農地面積 7,000ha を超えること。 |

## 確認事項

○ 第6回議会議員・農業委員取扱い小委員会開催について

日 時：平成20年8月28日（木） 午前9時30分～

場 所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室